

福井県水素・アンモニアサプライチェーン構想推進業務 企画提案（プロポーザル）募集要領

1 業務目的

令和 6 年度に策定した「福井県水素・アンモニアサプライチェーン構想」に基づき、県内で水素・アンモニアを利用したモデルケースの創出に向けて、利活用モデルの検討を行うとともに、令和 6 年度調査の課題であった供給事業者から本県への供給可能量や供給拠点から本県への供給に係るコストの算出を行うことを目的とする。

2 対象業務

(1) 業務内容

仕様書および委託契約書（案）のとおり

(2) 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

(3) 予算額

委託金額の上限は、22,550,000 円（消費税込および地方消費税を含む）とする

3 応募資格

提案書の提出期限において、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 福井県財務規則（昭和 39 年 4 月 1 日福井県規則第 11 号）第 146 条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。

- (3) 現に県の指名停止措置を受けているものでないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 受審資格の認定等

(1) 申請方法

参加を希望する事業者は次に掲げる書類を電子メールにより、担当窓口に提出し、資格審査を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、企画提案書を提出することができない。

- ア 受審資格認定申請書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の写し

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合に限る。

(2) 提出期限

令和7年5月9日（金）17時（必着）

(3) 受審資格の認定結果の通知

受審資格の認定結果は、令和7年5月16日（金）までに、申請者に書面（電子メール）で通知する。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

- ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、通知を受け取った日から5日以内（休日を除く）に説明を求める旨を記載した書面を持参または電子メールにより、担当窓口に提出しなければならない。
- イ 県は説明を求めた者に対して、書面の提出のあった日から5日以内（休日を除く）に書面（電子メール）により回答する。

5 本業務に関する質問事項

本業務に関する質問事項については、令和7年5月9日（金）17時までに質問書（様式第3号）を電子メールにより、担当窓口に提出すること。

質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して行う。

6 企画提案書の提出

受審資格があると認められた事業者は、次のとおり企画提案書および見積書を作成し、電子メールにより、担当窓口に提出すること。なお、受審資格の認定を受けた者で期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす

- (1) 提出期限 令和7年5月23日（金）17時（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書

提案内容（実施方針、実施内容・方法、実施スケジュール、業務実績、実施体制等）について、A4版横・横書き、パワーポイント15ページ以内で作成すること。

イ 見積書

仕様書および企画提案書に係る業務の実施に要する全ての経費について、内訳を記載した見積書を提出すること。（様式自由）。

(3) その他

- ・企画提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。

- ・提出された企画提案書は、審査を行う目的に限り使用する。ただし、福井県情報公開条例（平成十二年三月二十一日福井県条例第四号）その他関連規定により、公開の義務がある場合にはこの限りではない。
- ・提出された企画提案書は、企画提案書の審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書について、県からの内容についての質問および補正を命じることがある。
- ・提出後における企画提案書の撤回、内容の修正または再提出は認めない。

7 委託候補者の選定

（１） 選定方法

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において企画提案書および提案価格（見積価格）の審査を行い、受託予定業者を選定する。

プレゼンテーションは、審査委員会が指定するビデオ会議システムにより令和7年5月27日（火）の実施を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。なお、プレゼンテーションを実施するために要する費用（機材、通信費等）については、応募者の負担とする。

（２） 審査基準

提案の内容について、審査委員会において以下の基準により評価を行い、評価が最も高かった応募者を委託先候補者とする。審査においては、審査委員の評価の合計点数が一定以上の提案書のみを適当な提案として認める。

審査項目		評価のポイント
提案内容	業務理解度	・委託業務の目的や内容を正確に理解しているか。 ・提案内容が仕様書に記載された業務内容と一致しているか。
	具体性	・提案内容が具体的で実現可能な内容となっているか。 ・仕様書に記載された業務内容に対する具体的なアプローチが示されているか。
遂行能力	業務実績	・過去の類似プロジェクトの実績や成功事例があるか。
	知見	・水素・アンモニアに関する知識を有しているか。
	スケジュール	・提案されたスケジュールが現実的であり、契約期間内に業務を完了できるか。
	事業実施体制	・業務を遂行するための適切な体制が取られているか。 ・進捗管理やリスク管理の方法は明確に示されているか。
経済性	見積価格	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。

（３） 結果通知

審査委員会による選定後、速やかに全ての提案者に書面（電子メール）で通知する。なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

（４） 理由の開示

選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この

場合、審査結果の通知を受け取った日から7日以内（休日除く）に説明を求める旨を記載した書面を持参または電子メールにより、担当窓口に提出しなければならない。

8 契約

（１） 契約方法等

県は、仕様書および提案書等の内容をもとに契約内容について、委託先候補者と協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、仕様書および提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

（２） 契約書・契約保証金等

福井県財務規則のほか関係法令等の定めるところによる。

（３） 契約締結の取消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

ア 受託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。

イ 受託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき。

ウ 契約締結までに、3に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

エ その他、受託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が発生したとき。

（４） 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、福井県に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

9 実施要領の入手方法

企画提案募集要領、仕様書等は、福井県のホームページからダウンロードすることができる。

[エネルギー課 | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](http://fukui.lg.jp)

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に応募する資格がない者が提案したとき。

イ 所定の日時および場所にプロポーザル参加の意思表示、提案書を提出しないとき。

ウ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

エ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

オ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

カ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

キ 見積書の金額、住所、氏名、印影、もしくは重要な文書の誤脱、または認識できない見積または金額を訂正した見積をしたとき

ク その他、提示した事項およびプロポーザルに関する条件に違反したとき。

10 応募先および問い合わせ先

- （１） 名 称 福井県エネルギー環境部エネルギー課
企画調整グループ （担当：中田、中村）

- （２） 所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

(3) 連絡先 電話 0776-20-0230

E-mail energy@pref.fukui.lg.jp

(土、日、祝日を除く8時30分から17時まで)

1.1 その他

(1) 本委託業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の実情なく公表または使用してはならない。

(2) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第4号）を電子メールにより、担当窓口へ提出すること。

(3) 計画や関連施策は、ホームページに掲載していることから、十分に確認のうえ、提案すること。

① 福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議について

[福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議（METI/経済産業省）](#)

② 嶺南Eコースト計画について

[嶺南Eコースト計画推進会議 | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](#)

③ 福井県環境基本計画について

[福井県環境基本計画 | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](#)

④ 福井県水素・アンモニアサプライチェーン構想について

[「福井県水素・アンモニアサプライチェーン構想」を策定しました（令和7年3月） | 福井県ホームページ](#)